

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成5年12月から8年9月までの期間及び同年11月から12年9月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から14年10月20日まで

私の「ねんきん定期便」によると、A社（申立期間の勤務先は、子会社のB社）で勤務した期間のうち平成3年1月1日から14年10月20日までの期間の標準報酬月額が、支給明細書（一部保管）の給与額に比べて低くなっている。7年頃の給与額は40万円以上あったので、調査の上、私の標準報酬月額の記録を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成5年12月から6年12月までの標準報酬月額については、申立人の給与振込口座に係る入出金明細、申立人から提出された平成7年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び7年1月分支給明細書で確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成7年1月から8年9月までの期間及び同年11月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出され

た支給明細書で確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成9年1月から12年9月までの期間の標準報酬月額については、10年1月分を除き支給明細書の提出が無いため、報酬月額及び保険料控除額が確認できないが、B社の元上司は、「申立人は長期に欠勤することは無く、給与が大幅に減額されることもなかった。」旨供述していることから判断すると、当該期間は、その前後の月及び同年1月と同水準の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたものと推認される。したがって、当該期間の前後の期間及び平成10年1月の支給明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、支給明細書等において確認又は推認できる報酬月額、又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、上記支給明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成8年10月及び12年10月から14年9月までの期間については、申立人から提出された支給明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成3年1月から5年11月までの期間については、申立人及びA社は当時の報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料を保管していないほか、オンライン記録において、申立人の当該期間における標準報酬月額が遡って訂正された事跡は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成3年1月から5年11月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成7年12月から8年4月までは18万円、同年5月から9年3月までは19万円、同年4月から同年12月までは20万円、10年1月から14年3月までは19万円、同年11月から15年12月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から16年2月23日まで

年金事務所から通知された標準報酬月額と、A社での給料支払明細書に記載されている支給額合計及び控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が一致しないため、給料支払明細書を保管している申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年12月から14年3月までの期間、及び同年11月から15年12月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、7年12月から8年4月までは18万円、同年5月から9年3月までは19万円、同年4月から同年12月までは20万円、10年1月から14年3月までは19万円、同年11月か

ら15年12月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているものの、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年4月から同年10月までの期間及び16年1月については、上記給料支払明細書により確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月頃から平成 5 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 3 月頃から平成 5 年 4 月 30 日までの期間、A 社（平成元年に B 社から名称変更。）で運転手として勤務したが、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の取締役及び複数の同僚の回答から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、平成 4 年 11 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、上述の取締役は、「申立人の氏名を記憶しているが、社会保険関係事務は死亡した代表取締役が行っており、申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答している。

また、上述の複数の同僚のうち 1 人は、A 社において申立人と同じ運転手として勤務していた 5 人の氏名を記憶しているところ、当該同僚 5 人のオンライン記録を見ると、3 人については、同社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらない上、別の同僚は、「申立期間当時、A 社では、従業員の意思により社会保険に加入する者と加入しない者がいた。」と供述していることから、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A 社において、申立期間に厚生年金保険被保険者の記録が確認できる同僚 14 人に照会したところ、回答が得られた 7 人から、申立人の厚生年金保険料の控除に係る回答は得られなかった。

加えて、C 市からの回答によると、申立人は申立期間において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年から37年までの間のうち約2年間
② 昭和40年6月頃から45年12月頃までの間のうち2年から3年間

申立期間①について、私は、A地区に在ったB事業所で、昭和34年から37年までの間のうち約2年間パートタイム従業員として勤務したが、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、私は、C地区に在ったD社（現在は、E社）で昭和40年6月頃から45年12月頃までの間のうち2年から3年間パートタイム従業員として勤務したが、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A地区に在ったB事業所で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間①にA地区でB事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、申立人は、同事業所の事業主の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事業主に照会することができなかった。

また、申立人が唯一記憶している同僚の氏名を、オンライン記録により検索し、照会したものの、当該同僚は、「申立人のことを知らない。私は、B事業所には勤務していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がD社でパートタイム従業員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間②当時、D社において社会保険事務を担当していた者は、「パートタイム従業員及び臨時雇いの者は社会保険に加入させていなかった。」旨供述している上、申立人が記憶している同僚二人及び申立人を記憶している同僚は、「私は、パートタイム従業員から正社員に変わった時から厚生年金保険に加入したが、パートタイム従業員の期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述しており、そのうち二人は、「申立人は、パートタイム従業員として勤務していたので、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」旨供述している。

また、E社は、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答している。

さらに、申立期間②にD社で厚生年金保険の被保険者期間が確認できる同僚27人に照会したところ、回答が得られた12人からは、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。